

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

社会保障と労働市場政策：格差社会のセイフティネットの構造

平成20年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 神林龍

平成21（2009）年 3月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

社会保障と労働市場政策：格差社会のセイフティネットの構造

平成20年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 神林龍

平成21（2009）年 3月

## 目 次

I. 総括研究報告	
社会保障と労働市場政策:格差社会のセイフティネットの構造 神林龍	----- 1
II. 分担研究報告	
1. 日本における長期雇用の趨勢と貧困 神林龍	----- 7
2. 夫婦の労働供給 大森義明・永瀬伸子	----- 9
3. ワーキングプ世帯の動向 駒村康平・山田篤裕	----- 11
4. 「格差社会」の経済学的再検討 玄田有史	----- 13
5. 「女性の主観的健康と就労行動を基盤とした所得・貯蓄等、を取り巻く社会経済的状況の変遷との因果関係に関する研究 野口晴子	----- 16
6. 貧困対策としての労働市場政策 川口大司	----- 19
7. 労働市場のデータを用いたValue of a Statistical Lifeの推計 宮里尚三	----- 21
8. 養護学校高等部の卒業生の就職率の動向 両角良子	----- 23
9. 人生前半の社会保障と公的教育支出の在り方についての実証研究 妹尾涉	----- 25
10. 誰がセーフティネットから漏れ落ちやすいのか—その多角的な側面に関する研究 酒井正	----- 27
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	----- 30
IV. 研究成果の刊行物・別刷	----- 31

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「社会保障と労働市場政策:格差社会のセイフティネットの構造」

総括研究報告書

研究者代表者 神林龍 一橋大学経済研究所

研究要旨

本研究の目的は、世帯に対する社会保障諸制度と、労働市場への介入を通じた最低限度の保障とを同時に考察することによって、社会全体でみたときの適切な社会保障制度のあり方を提示することである。

本研究では、第一に、日本における労働市場のパフォーマンスが世帯所得の分布や家族形態の選択に与える影響について、既存研究を通じて検討された。とくに、30年間を通じた非正規労働の増大は世帯所得の分布のばらつきや単身家族を増大させるものと予想されているものの、既存研究を整理した結果、データはそれほど顕著な傾向を示しているわけではないことが判明しつつある(研究会報告、コンファレンス、分担研究のうち、川口・駒村・山田、玄田の担当部分)。もちろん、労働市場の調整メカニズムや固有の制度として最低賃金制度などの影響も指摘されるが(研究会報告、コンファレンス、分担研究のうち川口、野口、宮里、大森、神林の担当部分)、従来労働市場の機能とは切り離されて考えられてきた諸制度(生活保護、医療保険、介護保険、企業年金、労災保険、障害者扶助)が一定の役割を果たしていることが示唆された(研究会報告、コンファレンス、分担研究のうち、酒井、両角)。この点が、本研究の検討課題の第二点を形成した。加えて、教育課程という労働市場とは離れた場面での準備を社会保障的側面から問い合わせることの重要性も指摘され(研究会報告、分担研究のうち妹尾)、興味深い視点が提出されたといえる。

以上のように、労働市場と社会保障制度との関係のもとでセイフティネットを再解釈する場合、いくつかの重要な論点について、データの整理や従来の見解の検証が必要なことが明らかになった。

A. 研究目的

本研究の目的は、世帯に対する社会保障諸制度と、労働市場への介入を通じた最低限度の保障とを同時に考察す

ることによって、社会全体でみたときの適切な社会保障制度のあり方を提示することである。

元来、最低限の生活水準の達成は、

国民より政府に託された最も普遍的な課題のひとつである。戦後日本の典型像は、一方で三世代同居世帯を、他方で正社員の長期雇用慣行を想定し、福祉の負担を家計と企業で分担しつつ、不足部分を政府が補う形であった。たとえば、家計では世代間で相互に扶助し、外れる場合には医療保険や生活保護の制度が整備された。また、企業では年功賃金や家族手当などの経営家族主義的労務政策が採用され、万が一に対して労災保険や失業保険、最低賃金などの諸制度が充実した。ところが、近年の核家族化・高齢化などの人口・世帯構成の変化や非正規化などの日本の雇用慣行の後退は、従来の家計・企業間の役割分担に変調をもたらした。政府は介護保険制度を新設するなど、新たに生じた間隙を埋めるよう努力しているが、これらの諸制度の相互関係を大局的に設計しなおす時期に来ていることは間違いない。また、「ワーキングプア」という言葉に象徴されるように、格差問題が注目される理由のひとつは、最低限度を下回る世帯・労働者が増加したのではないかという社会的不安にある。この社会的不安が、諸事情の変化による社会的最低限の網の動搖にあるならば、格差問題を議論するうえでも、社会保障制度と労働市場制度の役割分担は深く考察しなければならない。

本研究の特色は、それぞれの分野を専門とする 10 名を超える経済学研究者が同時に参加する研究会を組織するところにある。従来、日本においては、これらの研究は社会保障を専門とする研究者

と労働経済を専門とする研究者が独立に行ってきており、必ずしも相互の意思疎通や情報融通はなされていない。米国などでは、両者の協業の結果が 1990 年代の政策変更に生かされており、本研究を通じて促される両者の協業の意義は大きい。その際、社会的最低限の網が顕著に揺れていると考えられる、高齢者・若年者・女性・障害者などいわゆる社会的弱者に焦点をあて、対応する諸制度（たとえば、最低賃金と生活保護、医療保険と労災保険など）を具体的に取り上げることで、制度相互の適切なバランスを解明することを最終的な目標とする。

## B. 研究方法

研究は 3 カ年で行われ、毎年 10 回程度の定例研究会と、毎年 1 回程度行われるコンファレンスを予定している。定例研究会では、原則として労働経済研究者と社会保障研究者の両者をゲストスピーカーとして招聘し、基礎研究の深化を図った。コンファレンスでは、政策担当者などを招聘し、研究成果の政策への応用についての知見を深めた。各研究分担者は自ら課題を選択し個別で研究を遂行する一方、定例研究会およびコンファレンスへ出席し研究成果を報告、最終的に学術論文をまとめることが要請される。各年度の計画は次の通りである。

<平成 20 年度>

### (I) データの入手

本研究の目的に鑑み、広範囲な実証的研究を遂行するうえで、データの整備は欠かせない。利用を念頭においているのは、『賃金構造基本統計調査』就

業構造基本調査』『雇用動向調査』『国民生活基礎調査』『身体障害者(児)実態調査』『消費生活パネル調査』『患者調査』『医療施設調査』『労働力調査』などである。これらのデータは基本的には統計法の目的外利用申請を通じて入手する。平成 20 年度中には『賃金構造基本統計調査』『就業構造基本調査』『雇用動向調査』について申請を開始し、『就業構造基本調査』については 1982 年から 2007 年までの 6 回分の目的外利用が認められた。平成 21 年度以降引き続き、各種データについて申請を続ける。

(2)文献涉獵と基礎モデルの選定  
各分担研究者がテーマに沿って、文献涉獵と理論的整理、基礎モデルの選定を行う。

(3)定例研究会とコンファレンスの開催  
平成 20 年度は 10 回の定例研究会と、定例研究会での報告を中心に再吟味するコンファレンスを 1 回開催した。定例研究会では合計 17 本の研究論文が報告された。一覧すると以下のようになる。

- ・ 川口大司 “Stable Wage Distribution in Japan, 1982-2002: A Counter Example for SBTC?”
- ・ 駒村康平・山田篤裕「生活扶助基準の再検討」
- ・ 近藤絢子 “Gender-specific labor market conditions and family formation.”
- ・ 馬欣欣「正規と非正規の就業形態およびその賃金格差の要因に関する日中比較」
- ・ 永瀬伸子・水落正明「不安定雇用からの脱出はどの程度可能なのか」

- ・ 高田しのぶ「科学研究費採択の大学間格差」
- ・ 篠塚英子「法律と経済—法テラスの現状と課題」
- ・ 宮里尚三「日本における Value of a Statistical Life の推計—労働者災害補償保険を例に—」
- ・ 都留康・大湾秀雄・上原克仁「非線形報酬制度のインセンティブ効果とエヌシティの影響—北米自動車ディーラーの日次取り引データに基づく実証分析」
- ・ 安部由起子 “Regional patterns of employment changes in Japan: Evidence from the 1990s.”
- ・ 金明中「日本と韓国における医療保険制度の比較分析」
- ・ 権丈英子 “Postponement of motherhood and education in Japan.”
- ・ 堀田聰子「訪問介護員の定着・能力開発と雇用管理」
- ・ 小川直宏「国民移転勘定からみた人的資本の変化: 1984-2004 年」
- ・ 西村淳「企業年金に関する報告」
- ・ 赤林英夫「入学試験形態と入学後のパフォーマンス」
- ・ 百瀬優「アメリカにおける障害年金の現状と日本への示唆」

#### ＜平成 21 年度以降の計画＞

- (4)データ・セットの構築。入手したデータセットの整合性を確認し、計量モデルで利用可能な形へ整理、分析する。
- (5)実証モデルの選定と計算、補足的データの入手。この過程で不足するデータなどがある場合には、補足的にデータを入手する。

(6)定例研究会とコンファレンスの開催  
実証結果を定例研究会やコンファレンス、内外のワークショップで報告し、フィードバックを得る。

#### (倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

### C. 研究結果

本年度に開催された定例研究会、コンファレンス、各分担者の研究結果を総合すると次のような知見が得られた。

まず、日本における労働市場のパフォーマンスが世帯所得の分布や家族形態の選択に与える影響が、既存研究を通じて検討された。

中心となったのは、いわゆるワーキングプアの存在を統計的に確認することで、年代的地域的に偏在していることがわかった。具体的には、若年層や北海道・東北・近畿地方に集中していると同時に<sup>1</sup>、ワーキングプア層の地域的年代的偏在の背後には、非正規労働の拡大が並行していることが示唆された<sup>2</sup>。他方、全体としては、データは予想されたほど顕著な傾向を示しているわけではないことも報告され<sup>3</sup>、両者の整合的な解釈が求められることとなった。

本研究を通じてまず強調された整合的解釈は、従来の日本の労働市場の機能

のなかで労働条件が悪化したとする見方である。1990年代以降の労働市場の制度変更のなかで流動的な労働市場の創出が目指されたが、結局コア層の長期雇用傾向には変化がみられていない。それゆえに、不況のなかで地方や若年層の労働条件が悪化したと理解できる。もとより、若年層も前世代と比較して著しく状況が悪化したわけではなく、第二次ベビーブーマーであるという人口学的因素が大きく影響したことも指摘されている。これらの議論の結果、通常の労働市場の営みのなかで理解可能な範囲もあることがわかった<sup>4</sup>。

ただし、日本の労働市場の制度的制約も看過できない。たとえば、最低賃金が実質的に切りあがったことによって、女性の賃金格差が却って縮小していることも報告された<sup>5</sup>。同時に、このような賃金格差の縮小が必ずしも貧困の改称につながらないことも指摘されており、格差をさまざまな角度から多角的に評価する重要性も浮き彫りにされている<sup>6</sup>。

貧困形成に関して本研究で指摘された重要な論点のひとつは、家族形成の問題である。確かに、家族単位での就業行動にはいまだ解明されていない点が残されている<sup>7</sup>。しかし、労働市場の状況から家族形成が制約され、それが貧困の連鎖につながる可能性も一定程度明

<sup>1</sup> 駒村・山田分担報告書、定例研究会駒村・山田報告、コンファレンス駒村・山田報告。

<sup>2</sup> 大森・永瀬分担報告書、駒村・山田分担報告書、定例研究会安部報告、定例研究会永瀬・水落報告、コンファレンス安部報告。

<sup>3</sup> 定例研究会川口報告。

<sup>4</sup> 神林分担報告書、宮里分担報告書。定例研究会馬報告、定例研究会小川報告、定例研究会大湾報告、定例研究会宮里報告。コンファレンス國枝報告。

<sup>5</sup> コンファレンス川口報告。

<sup>6</sup> 川口分担報告書、玄田分担報告書。

<sup>7</sup> 大森・永瀬分担報告書。

らかにされた<sup>8</sup>。また、貧困を回避するために政策的に金銭援助を試みたとしても、女性の心理的負担をそれほど大きく改善することがないことも報告され、労働市場が家族形成に与える影響と貧困形成との関係がそれほど単純ではないことも示唆された<sup>9</sup>。

さらに、本研究では、従来労働市場の機能とは切り離されて考えられてきた諸制度（生活保護、医療保険、介護保険、企業年金、労災保険、障害者扶助）が一定の役割を果たしていることが示唆された<sup>10</sup>。

加えて、教育課程という労働市場とは離れた場面での準備を社会保障的側面から問い合わせることの重要性も指摘され、興味深い視点が提出されたといえる。とくに、現状において社会保障費と人的資本投資との間にはトレードオフの関係があり、人的資本を蓄積することがセイフティネットを形成するという視点は重要であろう<sup>11</sup>。

以上のように、労働市場と社会保障制度との関係のもとでセイフティネットを再解釈する場合、いくつかの重要な論点について、データの整理や従来の見解の検証が必要なことが明らかになった。

#### D. 考察と結論

<sup>8</sup> 定例研究会近藤報告。定例研究会権丈報告。

<sup>9</sup> 野口分担報告書。

<sup>10</sup> 定例研究会金報告、定例研究会堀田報告、定例研究会西村報告、定例研究会百瀬報告。酒井分担報告書、両角分担報告書。

<sup>11</sup> 定例研究会赤林報告、定例研究会高田報告、妹尾分担報告書。

労働市場と社会保障制度は、従来それぞれ独立に考えられてきた。しかし、両者の相互関連を念頭において既存諸研究や公表データを再考察すると、違った様相が見て取れる。とりわけ、1990年代以降、急速に変化したといわれる労働市場の様態が、実は社会保障制度に対する適切な反応として理解できる側面があることがわかる。その意味では、各世帯はすでに労働市場と社会保障を連続的にとらえ、合理的な行動としてさまざまな給付を選択しているのかもしれない。また、現在ある社会保障制度は、セイフティネットしてまったく役に立っていないわけではないのかもしれない。

もちろん、このことは現在の労働市場と社会保障制度との関連が効率的な関係を保っていることを示唆するわけではない。たとえば、最低賃金制度による雇用喪失を考慮すると、社会保障税制によるアクティベーション政策による改善の余地が大きいことが示唆されている。あるいは、介護にせよ育児にせよ、人的資源の裏づけのない貨幣移転が現状をそれほど改善しないことも示唆される。

これらの点により気を配り、現状を判断しつつ政策提言に結びつけることが必要であろう。

#### E. 健康危険情報

なし

#### F. 研究発表

1. 論文発表

別添4 参照

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得  
なし
2. 学会発表  
なし
3. その他  
なし

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「社会保障と労働市場政策:格差社会のセイフティネットの構造」

分担研究報告書

「日本における長期雇用の趨勢」

分担研究者 神林龍 一橋大学経済研究所

### 研究要旨

バブル崩壊以来、日本の労働市場において長期雇用がどのように変化したのかを観察する。先行研究のサーベイを通じて、少なくとも 2000 年代前半までには、大卒男性などの比較的「コア」と考えられる労働者について、大きな長期雇用の崩壊は起こっていない。むしろ、コーホート人口が急激に増加したことが、表面的にみえる問題を拡大解釈させた可能性がある。考慮するべきは、女性や高卒者については長期雇用が確かに失われつつあることであり、この層に対するセイフティネットをどのように構築するかを考察する必要があろう。

#### A. 研究目的

バブルの崩壊以来、一連の労働市場制度の変更のなかで、長期安定雇用が失われてきているとの見方も強い。派遣や請負などの間接雇用や、パート・アルバイトと呼ばれる短時間直接雇用などの非正規労働の増大がその証左だとされる。とはいえ、非正規労働力の増大は 1970 年代より好不況を問わず一貫して継続してきた長期的傾向であり、1990 年代(あるいは 2000 年代)以降の短期的要因に回帰して説明することには一定の限界がある。本研究では、まず、1980 年代以降の日本における雇用の安定性を確認する。次に、雇用の安定が失われた労働者について、どのような世帯に所属す

るかを確認し、社会的にどのような生活保障がなされえるかを考察する。

#### B. 研究方法

1982 年、1987 年、1992 年、1997 年、2002 年、2007 年の 6 カ年分の就業構造基本調査を検討することにより、この間の四半世紀の趨勢を検証する。まずは、Hashimoto and Raisian (1985) や Kato (2001), Kato and Kambayashi (2009) で用いられた 10 年残存率を計測することで、とくに 2000 年代に入って安定雇用がどのような推移を辿ったのかを考察する。

さらに、非正規雇用について、コーホート分析を中心としてキャリア形成のあり

方を検討する。とりわけ、2002年および2007年調査の特徴である、労働市場への再参入行動を詳細に分析することを通じて、近年の非正規労働力の特徴を把握する。(1997年以前あるいは他の政府統計の場合、1年以上の失業(退出)期間を経た場合の過去の経験は調査されない。)

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

### C. 研究結果

本年は先行研究のサーベイを行い、いくつかの知見を得た。もっとも重要な点は、以下の通りである。

- ・ バブル崩壊以降、大卒男性のいわゆる標準労働者に関しては、長期雇用の動搖は顕著ではなかった。
- ・ しかし、女性や高卒者に関しては、雇用の安定性が著しく失われた可能性が高い。

### D. 考察

日本の労働市場のどこをみても長期雇用が不安定化したとはいえないことがわかる。特に、近年問題となっている若年層の雇用環境の悪化には、コーホート人口が多く労働供給が急激に増加したという条件が重なったことを考慮する必要がある。実際、Kato and Kambayashi (2009) では、1992年に20~24歳で労働市場に参入した大卒男性が正規労働者となる比率は、同年の全人口をベースとしても、年齢コーホート人口をベースと

しても、以前の世代と比較すると大きいことを指摘しており、人口要因と大学進学率の上昇に伴う大卒新規参入者の大幅な増加という特徴をもつことは無視できないであろう。

### E. 結論

日本の労働市場のどこをみても長期雇用が不安定化したとはいえないことがわかる。問題は、雇用の安定性が失われたと考えられる層(高卒者や女性)について、企業内外での職業訓練・OJTなどによる人的資本の劣化が食い止められているか、あるいはそういった人々が再度労働市場へ参入する場合に、どのようなキャリアを形成するかを確かめる必要がある。就業構造基本調査の個票を用いて、来年度検証したい。

### F. 健康危険情報

なし

### G. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得  
なし
2. 学会発表  
なし
3. その他  
なし

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「社会保障と労働市場政策:格差社会のセイフティネットの構造」

分担研究報告書

「夫婦の労働供給」

分担研究者 大森義明 横浜国立大学経済学部

分担研究者 永瀬伸子 御茶ノ水女子大学

研究要旨

夫婦の労働供給の決定要因を実証するために、研究計画初年度は、計量モデルの定式化、尤度関数の導出、個票データの利用申請などを行った。

A. 研究目的

夫婦の労働供給の決定要因を実証するための計量経済モデルを構築する。夫婦の労働供給の決定要因の分析においては、夫婦の労働供給の決定に影響を与える、夫婦に特殊な観察不可能な属性の考慮が重要である。しかし、労働供給時間のデータは0または正の値に限られる「切断データ(Censored Data)」であるので、伝統的な固定効果モデルや変量効果モデルの利用ができない。この研究では、この問題点を克服する新たな計量経済モデルを開発する。

労働力調査の個票パネルデータの利用が認められれば、モデルを応用し、夫婦の労働供給の決定要因を実証する。特に、近年の労働時間規制を緩和する政策や家族政策の効果に关心がある。労働時間の規制緩和は、夫婦の労働供

給にいかなる影響を与えたのか？子育て支援策は、夫婦の労働供給にいかなる影響を与えたのか？

B. 研究方法

研究計画初年度である今年度は、(1) 計量経済モデルの構築、尤度関数の導出、識別問題の吟味を行い、(2) 労働力調査の個票データの利用申請を行うこととした。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

文献サーベイからは、夫婦に特殊な観察不可能な属性と切断データを同時に考慮した計量モデルが存在しないことがわかった。また、労働力調査の個票デ

ータの利用経験がある研究会参加者等との討論を重ねることにより、データの特性をある程度、事前に把握することができた。そこで、データの特性に応じた、新たな計量モデルを定式化し、尤度関数の導出、識別問題の吟味を行った。また、労働力調査の個票データの利用申請を行った。

2. 学会発表  
なし
3. その他  
なし

#### D. 考察と結論

尤度関数が複雑な表現の多重積分を含むので、来年度は、推定プログラムの開発する前に、複雑な表現の多重積分を効率的、正確に計算する方法を研究する必要がある。

また、労働時間規制緩和や家族政策の効果を識別できるか否かは、利用が認められる個票データの年度や変数に強く依存する。次年度以降、個票データの利用が認められた後で、実証研究の焦点を再考する必要が生じるかもしれない。

#### E. 健康危険情報

なし

#### F. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

#### G. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得  
なし

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「社会保障と労働市場政策:格差社会のセイフティネットの構造」  
分担研究報告書

「ワーキングプ世帯の動向」  
分担研究者 駒村康平・山田篤裕 慶應義塾大学経済学部

研究要旨

所得保障政策の課題は、就労年齢にある人口における貧困世帯の増加への対応である。本研究では、世帯主が就業しているながら、世帯収入合計所得が生活保護で定める最低生計費に達しない世帯をワーキングプア世帯と定義し、年齢別、地域別状況を推計し、その要因として非正規化など雇用環境の変化があるとの示唆を得た。

A. 研究目的

97年以降、正社員の総数は減少し、非正規雇用が増大している。こうした状況について、いわゆるワーキングプアの増加という言葉で捉えられることが多い。しかし、ワーキングプアについては、その定義は曖昧である。所得政策上問題になるのは、世帯所得の合計が生活保護で定める最低生計費に達していない世帯の増加である。本研究では、世帯主が就業しながら世帯収入の合計が、生活保護で定める最低生計費に達していない世帯をワーキングプア世帯と定義し、その年齢別、地域別動向を把握することを目的とする。

B. 研究方法

各種統計データを使い、生活保護制度で認められた各種控除を当てはめ、世帯主が就労しながら、生活保護制度で認められている認定所得が、生活保

護の最低生活費を下回る貧困世帯を抽出し、年齢別、地域別の貧困率、貧困ギャップを推計した。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

ワーキングプア世帯は 1999 年と 2004 年の間に、若年世帯を中心に増加している。また、北海道・東北と近畿地方で急増している。こうしたワーキングプア世帯の増加にたいしては、早急に所得保障制度を導入すべきである。より具体的には勤労世帯向けの給付付き税額控除、社会手当といった制度の検討が必要であることが示唆される。

D. 考察

いわゆるワーキングプアがどれほどの

- 広がりで存在しているのかは、就労時間や貧困の定義が確定しておらず、様々な推計値がある。特に、重要なのが、世帯単位でとらえるか、個人単位でとらえるか、という計測単位の問題である。労働政策では、個人単位の視点は重要であるが、最低所得保障という視点からの所得保障政策においては、世帯単位の概念が重要である。また、一般に貧困基準は、生活保護基準が準用されることが多いが、生活保護制度自体は世帯単位で組み立てられている制度である。
2. 学会発表  
なし
- H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況
1. 特許取得  
なし
  2. 学会発表  
なし
  3. その他  
なし

#### E. 結論

年齢別、地域別にワーキングプア世帯の動向を見ると、非正規化など、雇用環境の変化が大きいと考えられる。とくにわが国のパート労働者の時間当たり賃金はフルタイム労働者の時給換算の賃金の5割にとどまっており、ヨーロッパ主要国約8~9割と比較して格差が大きくなっていることに注意が必要である。最低所得保障政策は、最低賃金の改善を通じた方法と所得保障を通じた方法があるが、その比較については、今後の課題としたい。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

1. 論文発表  
「雇用政策への提言」駒村康平・菊池馨実編『希望の社会保障改革』所収(pp.95-116)、旬報社(2009.3)

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「社会保障と労働市場政策:格差社会のセイフティネットの構造」

分担研究報告書

「「格差社会」の経済学的再検討」

分担研究者 玄田有史 東京大学社会科学研究所

### 研究要旨

平成 20 年度の研究では、社会保障と労働市場におけるセイフティネットを検討する上で一つの根底となる「格差」に関する経済学的定義を改めて再検討した。その結果、市場的評価のレベルで問題とすべき「真の格差」が存在するのは、同一能力・嗜好を持ちながら同一の所得機会に恵まれない人々のいる場合であることを明らかにした。その上で格差と規正緩和の関係については、経済学の間でも見解が異なることを示した。また社会保障と労働市場政策のいずれも含む政策一般に「活動の効率」と「分配の公正」に関するトレードオフがつねに存在することも確認した。

#### A. 研究目的

本研究の目的は、1990 年代後半から 2000 年代前半に高い社会的関心を集めた格差について、その真の意味を経済学的に再検討し、その上で望ましい政策の姿を明らかにすることにある。

#### B. 研究方法

本年度は、格差問題を検討した既存研究のいくつかをサーベイすることを中心、理論な考察を行う。

#### (倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

#### C. 研究結果

- 市場的評価のレベルで問題とすべき「真の格差」が存在するのは、同一能力・嗜好を持ちながら同一の所得機会に恵まれない人々のいる場合である。
- 近代経済学は、格差について明確な定義を持っている。その一方、近代経済学は、労働市場に完全な競争が成立するのであれば、均等化差異を除いて、上記の意味での真の格差は一般に存在しない。
- ただし、モラルハザードや逆選択など、労働者と企業の間に意欲や能力に関する情報の不完全性が内在し、競争市場は機能しない場合には、均

衡においても眞の格差は存在することが、同じく経済理論からも明らかである。その場合、眞の格差の解消には、高賃金を払うのとは別の手段によって、雇用者のやる気と能力を引き出し、その内容を労使で同意するメカニズムを個別の職場で構築することこそ、方策となる。

- あるべきセイフティネットを考察するには、能力や意欲による所得や処遇の差が、生来的に与えられた要因によるのか、それとも本人の選択や学習を通じて後天的に形成された差であるなどをふまえつつ、公的支援や保護のあり方が、社会全体の問題として論じられなければならない。

#### D. 考察

能力や意欲による所得や処遇の差が、生来的に与えられた要因によるのか、それとも本人の選択や学習を通じて後天的に形成された差であるなどをふまえつつ、公的支援や保護のあり方が、社会全体の問題として論じられなければならない。

恵まれた生来的な資質や才能とは反対に、生まれ持ってハンディを抱えている人たちへの公的支援の削減も、最近の格差に関する重要な論点である。生来的な困難者が現在おかされている状況の背景への理解と共感を促し、公的支援を是認する社会的コンセンサスの形成が不可欠である。

一方、生来的な資質による差異とは別に、本人の選択や学習の結果として生じた能力差が生み出している所得差に、公

的支援のコンセンサス形成は難しい。能力形成や就業困難の問題に、家庭環境や学校教育の問題が複雑に絡み合っている場合、雇用政策だけで解決するのは容易ではない。雇用政策と福祉政策及び教育政策の連携を叫ぶのは容易いが、効果的な実践策は未だ見出されていないのが実情である。

就業支援以前のアプローチを必要とされながら、一方で福祉的な対応からも切り離されている「グレーゾーン」にある人々の増加も、問題の解決を困難にしている。グレーゾーンは、労働市場における今後の格差や保護の問題でも、特に対応が急がれる課題の一つである。

#### E. 結論

格差問題に政策的な対応を行う上では、誰が眞の意味で保護されるべき人々かという問題に、能力に関する節度と寛容を伴った視点で取り組むことが重要である。そのためには、能力と処遇および生活状況の関係についての客観的な実証的考察の蓄積が欠かせないと考えられる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

玄田有史「格差問題に取り組むために必要なこと」『法律時報』80巻・12号、17-22頁

##### 2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登  
録状況

1. 特許取得  
なし
2. 学会発表  
なし
3. その他  
なし

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「社会保障と労働市場政策:格差社会のセイフティネットの構造」

分担研究報告書

「女性の主観的健康と就労行動を基盤とした所得・貯蓄等、を取り巻く

社会経済的状況の変遷との因果関係に関する研究」

分担研究者 野口晴子(国立社会保障・人口問題研究所・第二室長)

研究要旨

女性の健康とさまざまな経済状況との間には正の相関が認められることは先行研究における一致した見解であるが、その因果関係については、個人の経済力が健康状況を改善するとする社会的因果関係仮説(the social causation hypothesis)と、健康な人々は、健康状態の悪い人々と比較して、就職や就業継続の確率が高く、したがって、経済状況が改善されるとするセレクション仮説(the selection hypothesis)とが並存し、昨今の医療経済学分野における研究では、両者の内生性を同時に調整する動学的モデルが用いられている。本研究の主要な目的は、わが国における最も貴重なデータ蓄積の1つである『消費生活に関するパネル調査』(財団法人家計経済研究所)にこの動学推計モデルを応用し、現代社会において多様な役割を担った女性の生き方を、「健康」という視点から、模索していくことにある。本研究プロジェクトの初年度では、当該問題意識に照らした先行研究のレビューを行う同時に、the social causation hypothesis の検証を行った。

A. 研究目的

わが国における女性の就業者数は、平成13年時点において、約2,700万人(雇用者全数に占める女性比率は40.4%)で、M字型カーブの底である30~34歳層の労働力率は58.8%となっており、平成3年と比較すると5.9%ポイント上昇し、他の先進諸国同様、M字型の底が浅くなりつつある。人口の少子・高齢化が急速に進みつつある中、個々の家計にとっても、また、社会全体にとっても、就労を中心とした女性の経済活動や、それに

伴う経済力の蓄積は、今後ますますその重要性が高まることが予想される。したがって、わが国における男女参画・共生社会の実現が急務であるが、そうした社会を目指す上で、生涯を通じた女性の健康と、就労行動を基盤とした所得や貯蓄等女性を取り巻く経済状況がどういった因果関係をもつかについて、実証的検証を行うことは、個々の経済主体の意思決定にとっても、また、政策策定に当たっても重要な意味をもつ。

今年度における本研究の目的は、こう

した因果関係についての先行研究のレビューを行い、研究の第1段階として、個人の経済力が健康状況を改善するとする社会的因果関係仮説(the social causation hypothesis)を検証することにある。

## B. 研究方法

研究方法は、先行研究のレビュー、および、「消費生活に関するパネル調査」(財団法人家計経済研究所)を用いて、世帯における所得・資産・婚姻状態・子どもの有無が、女性の心理的健康指標に与える効果について、静学・動学パネル分析を行う。上記調査が対象とする期間が、いわゆる「失われた10年」に相当することから、不動産と有価証券の市場価格の変化率がそれぞれ住宅地平均公示価格と日経平均株価の変化率を下回ったかどうかを示すダミー変数を操作変数とし、同時決定モデルを推定した。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

## C. 研究結果

個人または世帯における社会経済的状況(socioeconomic status: SES)と、主観的健康観又は疾病率や死亡率といった客観的健康状態に代表されるさまざまな健康尺度との間に有意な関係があることは、数多くの実証研究によって示唆されている(Ettner(1996); Smith(1998,1999,2007); Marmot(1999); Chandola (1998,2000); Benzeval, Taylor, and Judge(2000);

Benzeval and Judge(2001); Meer, Miller, and Rosen(2003); Adams, Hurd, and McFadden et al(2003; Frijters, Haisken-DenNew, and Shields(2005); Case Fertig, and Paxson(2005)他)。こうした研究の多くは両者の因果関係の複雑性を議論の俎上に載せ、社会的因果関係仮説およびセレクション仮説を実証的に検証した研究である。

本研究では、Smith(2007)を参考に動学同時決定パネル推定を行った結果、□世帯資産の変化率および世帯資産は、出産・育児期の女性の心理的健康状態に対して有意な影響がない; □年間世帯所得の増加は心理的健康状態を有意に改善するが、効果は小さい; □推定モデルにかかわらず、退職は女性の心理的健康状態に対してポジティブに、出産はネガティブに作用し、退職と出産の心理的健康尺度に与える効果の大きさは、世帯所得の効果よりもはるかに大きい; □夫の親との同居は妻の心理的健康状態にネガティブに、夫の学歴の高さはポジティブに作用していた。

## D. 考察と結論

出産・育児期の女性の心理的健康については、金銭面での援助よりもむしろ、就学前児童を抱えながらの就労に対するより踏み込んだ施策が必要であると考えられる。来年度以降の研究においては、セレクション仮説を検定し、女性の健康とSESとの因果関係に対する考察を深めていきたい。

## E. 健康危険情報